

阿南市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度を 開始しました



本市では、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、全ての市民がお互いの人権を尊重し合い、多様性を認めあい、全ての人の人権が尊重される明るく住みよい阿南市の実現をめざしています。

阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、誰もがありのままに尊重され、認められる社会をつくるために、性的マイノリティのカップルやその子どもを含めた家族の関係を市が尊重する制度です。本制度の導入により当事者の生きづらさが少しでも減少され、パートナーシップ・ファミリーシップが尊重される取組が社会的に広がることを期待して4月1日よりスタートしました。

制度の概要

一方または双方が性的マイノリティである2人が互いを人生のパートナーとして尊重し、協力し合う継続的な関係を市に届出し、市がその届出を受理したことを公に証明する制度です。

また、パートナーシップにある者が、未成年の子と生計を同一にし、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係を届出した場合は、合わせて証明します。法的な効力が発生するものではありませんが、さまざまな場面で実質的な効果を伴うよう整備します。

制度実施後も事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、より効果が高まるよう啓発を行います。

届出できる人

- ①双方が成人に達していること
- ②いずれかが市内に住所を有していること（市内への転入を予定している場合を含む）
- ③双方に配偶者がいないこと
- ④相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと
- ⑤双方が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。）でないこと。
ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- ⑥ファミリーシップの届出は、パートナーの未成年の子と生計を同一にしていること。
ただし、未成年の子が15歳以上である場合は、未成年の子は届出に自署が必要です。

※提出書類、届出受理証明書等詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094

